

生産資材価格高騰の影響を受けた生産者のみなさまへ

～「生産資材コスト緊急低減事業」について～

事業の内容

生産資材価格高騰の影響を受けた農産・園芸・特産の生産者に対し、肥料、ビニル等の生産資材コスト低減につながる資機材導入に必要な経費を助成します。

事業主体

農業者の組織する団体（3戸以上）、農地所有適格法人（※）

※農地所有適格法人の場合、農作業に年間直接150日以上従事する正社員が3名以上（パート、研修生は含まない）であること

取組みの要件

- 1 以下の取組タイプのうち、いずれかの生産資材コストの10%以上の削減が確実な取組であること
【取組タイプ】①燃油、②肥料、③農薬、④被覆資材
- 2 セーフティネット制度（収入保険等）に加入済み、又は今後加入の意思があること
- 3 県や市町村から採択を受けた事業でないこと

補助率

補助対象経費の1/3以内（※上限補助額 2,000千円/戸）

対象資機材

資材コスト削減の効果が明らかなものであることに加え、その効果が複数年間発揮されるものが補助対象となります。

○資材

内張資材、シートマルチ、防虫ネット、遮光資材 等

○機械

局所施肥機、少量噴霧機、省工ネ機器 等

申込期限 令和5年4月28日(金) 熊本県農産園芸課 ※当日消印有効

お問合せ先 熊本県 農林水産部生産経営局 農産園芸課 TEL 096-333-2392